

平成 27 年 9 月 4 日  
都市整備部建築審査課

## 平成 27 年第 3 回区議会定例会提出予定案件

### 案件名

世田谷区空家等対策審査会条例

### 概 要

#### 1 制定理由

空き家の対策については、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）が本年 5 月 26 日に全面施行された。

速やかな法の運用が求められており、より適正な運用にあたっては、第三者機関が必要となると考えることから、区長の附属機関として「世田谷区空家等対策審査会」を設置するため、平成 27 年第 3 回区議会定例会に「世田谷区空家等対策審査会条例」を提案する。

#### 2 制定内容

##### (1) 条例の名称

世田谷区空家等対策審査会条例

##### (2) 審査会の所掌事項

空家等が法第 2 条第 2 項に規定する状態（特定空家等）にあるか否かを審査すること

法第 14 条の規定における措置（助言・指導、勧告、命令、行政代執行）に関して意見を述べること

その他、区長が必要と認める事項

##### (3) 審査会の構成委員

建築、法律等に関する学識経験を有する者

関係行政機関（警察、消防）の職員

その他、区長が必要と認める者

#### 3 施行日

公布の日から施行する

#### 4 条例案

別紙 1 のとおり

#### 法第2条第2項

「特定空家等」とは、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、にある空家等をいう。

#### 法第14条

特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令ができる。さらに、命じた措置が履行されない場合は、行政代執行により強制執行ができる。

世田谷区空家等対策審査会条例（案）

（設置）

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、区長の諮問に応じて答申する附属機関として、世田谷区空家等対策審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 審査会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 区内に存する空家等（法第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。）が同条第 2 項に規定する状態にあるか否かを審査すること。
- (2) 法第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定により区長がしようとする助言、指導又は勧告について意見を述べること。
- (3) 法第 14 条第 3 項の規定により区長がしようとする命令について意見を述べること。
- (4) 法第 14 条第 9 項の規定により行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところに従い、区長が自らしようとし、又は第三者をしてさせようとする行為について意見を述べること。
- (5) 法第 14 条第 10 項の規定により区長が自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせようとする措置について意見を述べること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法の適正かつ円滑な運用を図るため、区長が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 審査会は、委員 7 人以内をもって組織する。

2 委員は、建築、法律等に関する学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他必要と認める者のうちから、区長が委嘱する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審査会に会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定

める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の双方に事故があるとき、又はその双方が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第6条 審査会は、区長が招集する。

(会議)

第7条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 審査会は、審査のため必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。